

国民健康保険料率を

問い合わせ先
国保医療課
28・6020

改定します

本市の国保財政が危機的状況であることについては、以前本誌でもお伝えしたところです。

この状況を改善すべく本市では、医療費や保険料負担を抑制するため、国の保険者努力支援制度の活用

などにより、財源の確保に努めてきました。しかし財政状況が好転することはなく、今年度保険料率を引き上げることになりました。保険料の引き上げは、平成22年度以来となります。

01 国民健康保険って？

国民健康保険（国保）は、病気がをしたときに安心して医療を受けられるように、都道府県と市町村が協力して運営する公的医療保険です。

対象は、自営業や農林漁業者など、社会保険に加入していない人です。社会保険に加入している方も、退職して社会保険を脱退した場合は、国保に加入することになります。

マイナンバーカードが
保険証として利用
できるようになりました



02 保険料のしくみ

みなさんに納めていただいている保険料は、「医療分」「支援分」「介護分」の3つで構成されています。（図1）

今回は、そのうちの「医療分」の保険料率を引き上げます。

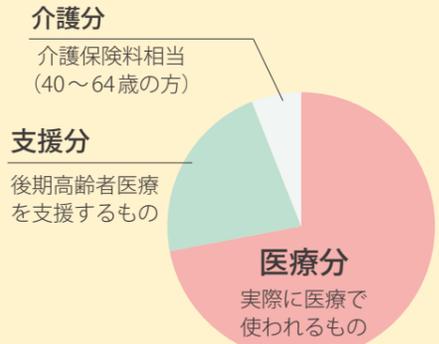


図1 保険料の構成とその割合

03 何が起きているの？

若年層の加入者が少ない

本市の場合、20〜60歳のいわゆる現役世代の多くが企業に勤め、社会保険などに加入しているため、若年層の国保加入割合が他市に比べて低くなっています。（図2）

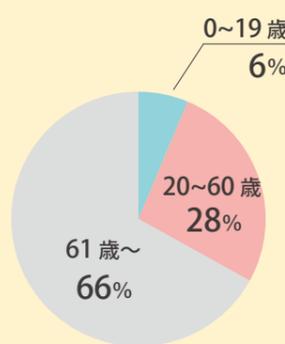


図2 世代別国保加入者割合 (R4.5末)

高い高齢者率

一人当たりの医療費は、年齢とともに高くなる傾向があります。



図3 国保加入者に占める高齢者率 (R4.5末)

加入者は減少、医療費は増加

人口減少に加えて、団塊の世代の後期高齢者医療への移行などにより、本市の国保加入者数は年々減少していきます。令和8年度末には現在と比較して、約5千人以上減少することが見込まれています。（図4）その一方で、一人当たりの医療費は年々増加しています。（図5）令和3年度の一人当たりの年間医療費41万円は、県内20市町で最も高い額でした。



図4 国保加入者数の推移

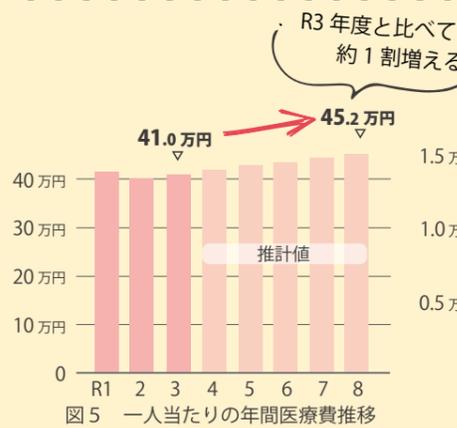


図5 一人当たりの年間医療費推移

貯金で補えなくなる

保険料や補助金などの歳入から、医療費などの歳出を差し引いた単年度収支は、保険料率を引き下げた平成30年度以降、赤字が続いています。そして令和3年度決算においても、1億1千万円の赤字が見込まれています。（図6）

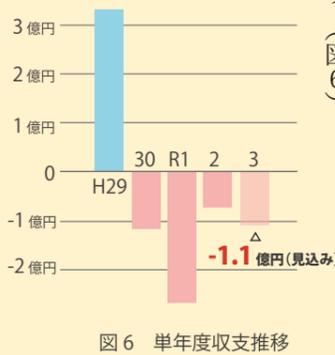


図6 単年度収支推移

これまで赤字の補填に使われてきた繰越金（過去の黒字）も、今年度末には底を尽き、基金（貯金）の取り崩しが始まります。

このままでは、3億5千万円ある基金も2年後には枯渇し、急激な保険料率の引き上げを余儀なくされます。（図7）

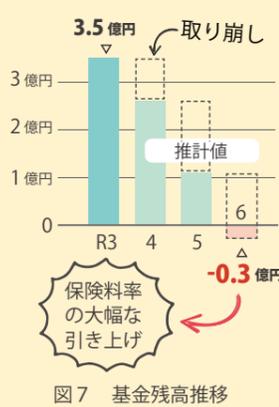


図7 基金残高推移

04 どう変わるの？

急激な保険料率の引き上げを回避するために、次のように医療分の保険料率を引き上げます。

【医療分】	改定後
所得割率	前年所得に応じて計算 7.30% (+0.30%)
資産割率	固定資産税額に応じて計算 23.32% (+500円)
均等割額	加入者数に応じて計算 27,180円 (+1,000円)
平等割額	世帯ごとに計算 19,680円

※ 将来的に廃止することが検討されている資産割は、今回は引き上げの対象にしません

05 保険料を抑えるために

誰しも年齢を重ねると体が衰え、病気やケガを負うリスクが高まります。しかし、そのリスクを抑えることは可能です。健康を心掛けることが、医療費の抑制、つまりは保険料の抑制につながります。日々の生活の中で、ご自身の健康について考えてみましょう。

国保加入者限定

特定健診 お得情報

Amazonギフト券
QUOカード
などがもらえる
チャンス!



健康アプリ
kencom
を使う
ダウンロードはこちら

ケンコムって？
ケンコムは健診結果などの健康データを確認することができるアプリです。
今まで紙で管理していた特定健診データを、パソコンやスマートフォンで簡単に見ることができるようだけでなく、歩数や体重を記録することもできます。

ポイントがもらえる
ケンコムを使う度にポイントが貯まります。貯まったポイントは、アマゾンギフト券などのさまざまなギフトと交換できます。
さらに特定健診の対象者は、健診を受診すると、1000ポイントがもらえます。

本市だけ！

受診券を使わずに
健診を受けたら
結果を提出しよう
詳しくはこちら

クオカードがもらえる
健診結果のコピーを国保医療課に提出された方に、千円分のクオカードを差し上げます。
※ 発送は令和5年3月頃の予定です

対象者は？
次の全てに該当する方です。
① 令和4年4月1日時点で本市の国保加入者で40〜74歳の方
② 勤務先の健診などで**特定健診相当**の検査を受けた方
※ 「特定健診受診券」を使用した場合は対象外
※ 特定健診相当の検査がされていないなど、検査結果データが揃っていない場合は対象外
※ 提出された健診結果は、健康増進の取り組みなどに活かします